
苫小牧市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との
調和に関する条例及び同施行規則に関するガイドライン

令和 8 年 2 月改訂（第 2 版）

苫小牧市 環境衛生部 ゼロカーボン推進室

目 次

第1章 総則	3
1. 本ガイドラインの位置づけ.....	3
2. 本ガイドラインにおける主な用語	4
3. 各関係者等の責務について（条例第3条～第6条関係）	5
4. 条例及び施行規則の適用を受ける再エネ発電事業（条例第7条関係）	6
5. 禁止区域（条例第8条・第9条、施行規則第3条関係）	7
第2章 再エネ条例の流れ	10
1. 新規事業の流れ（事前相談から発電開始まで）	10
2. 発電開始以降の手続き（維持管理報告・事業承継・事業終了・撤去完了）	11
3. 各種届出等に係る書類の作成方法	12
4. お問い合わせ・各種届出等の提出方法	12
第3章 各種手続きのポイント	13
1. 事前相談	13
2. 事前協議（条例第10条、施行規則第4条、様式第1号関係）	16
3. 周辺関係者への説明・報告（条例第11条、施行規則第5条、様式第2号関係）	17
4. 再エネ発電事業の届出（条例第12条、施行規則第6条、様式第3～7号関係）	20
5. 事業計画の変更（条例第12条、施行規則第6条、様式第9号関係）	21
6. 工事の完了・中止（条例第13条、施行規則第7条、様式第10号関係）	22
7. 維持管理に関する報告（条例第14条、施行規則第8条、様式第12号関係）	22
8. 事業の承継（条例第15条、施行規則第9条関係、様式第13号）	23
9. 廃止（条例第16条、施行規則第10条、様式第14号・15号関係）	23
第4章 その他	24
1. 立入調査（条例第18条）	24
2. 指導、助言及び勧告、命令（条例第19～21条、施行規則第12・13条関係）	24
3. その他	25

第1章 総則

1. 本ガイドラインの位置づけ

本市は、2050年ゼロカーボンシティの実現を目指すとともに、令和5年3月に策定した苫小牧市第4次環境基本計画～第1期ゼロカーボン推進計画～では、再生可能エネルギーの導入にあたっては、環境に配慮し適切な導入を目指すとしている。

FIT制度が開始されて以降、本市では、ポテンシャルが高い太陽光発電を中心に再エネ発電設備の導入が拡大しており、これまで再エネ発電事業者による大きな地域トラブルはなかったところだが、全国的にトラブルが発生している地域もあることから、再エネ発電事業に関する一定のルール作りをすることで、再エネ発電事業の推進と自然環境等との調和を図っていく必要がある。

こうしたことを背景に、令和6年3月、主要関係者からの合意形成を図りながら苫小牧市再生可能エネルギー適正導入支援マップを策定した。本マップは、調和のとれた再エネ発電施設の導入を支援することを目的としており、法令や環境・社会面から、再エネ発電設備の立地に際し、保全や調整が必要となる様々な関連情報を地図上で重ね、既存の調整事項等を可視化したものとなっている。

令和7年3月、本市では、ゼロカーボンシティの実現に向けて、本市行政区域内における再エネ発電設備の設置及び管理に関し必要な事項を定めることにより、自然環境等の保全と再エネ発電事業推進との調和を図ることを目的として、苫小牧市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例を制定した。

本ガイドラインでは、再エネ発電事業の地域との共生を実現するために、当該条例及び同施行規則が適切に運用されるよう、必要な事項を説明するものである。本市における再エネ発電事業者は、本ガイドラインを有効活用しながら条例の手続き等を行うとともに、その他各種関係法令やガイドライン等を遵守されたい。

2. 本ガイドラインにおける主な用語

本ガイドライン中で使用する主な用語の意義は表 1 のとおりとする。

表 1.主な用語一覧

用語	意義
条例	苫小牧市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例(令和 7 年条例第 10 号)をいう。
施行規則	苫小牧市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則(令和 7 年規則第 19 号)をいう。
再エネ特措法	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)をいう。
再エネ発電設備	太陽光または風力を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
再エネ発電事業	再エネ発電設備の設置(設置するために行う樹木の伐採、土地の造成等による形質変更を含む。)及び当該設備による発電を行う事業をいう。
事業区域	再エネ発電事業の用に供する土地の区域をいう。
事業者	再エネ発電事業を行う者をいう。
土地所有者等	事業区域に係る土地の所有者、占有者及び管理者をいう。
周辺関係者	再エネ発電事業に伴って生活環境等に一定の影響を受けると認められる個人または法人をいう。
発電出力	発電設備の合計出力とパワーコンディショナーの定格出力のどちらか低い方の出力をいう。
発電規模	発電出力に応じて、50kW 未満は「低圧」、50kW 以上 2,000kW 未満は「高圧」、2,000kW 以上は「特別高圧」とする。
既存事業	条例施行日(令和 7 年 6 月 1 日)時点で、発電を開始し、または再エネ発電設備設置工事に着手している事業をいう。 また、既存事業を行っている事業者を「既存事業者」という。
新規事業	条例施行日以降に再エネ発電設備の設置工事に着手する事業をいう。 また、新規事業を行う事業者を「新規事業者」という。
事前周知ガイドライン	資源エネルギー庁の「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」をいう。
FIT/FIP	再エネ特措法に基づく固定価格買取制度(FIT 制度)及び FIP 制度をいう。
環境アセスメント	環境影響評価法に基づく一連の手続きをいう。

3. 各関係者等の責務について（条例第3条～第6条関係）

市及び事業者、並びに土地所有者等が、市内で再エネ発電事業を実施するにあたり、関係者それぞれの責務は表2のとおりである。

表2.関係者の責務

関係者	責務
市	<ul style="list-style-type: none">➤ 条例の適正かつ円滑な運用を図る➤ 市が行う再エネ発電事業における条例の遵守
事業者	<ul style="list-style-type: none">➤ 関係法令及び条例を遵守し、災害の防止、景観及び自然環境等へ配慮し、周辺関係者との良好な関係を保持すること➤ 地域共生した再エネ発電事業の実施に必要な措置（住民説明会の実施等）➤ 再エネ発電設備及び事業区域内の適切な維持管理
土地所有者等	<ul style="list-style-type: none">➤ 事業区域に係る土地の適正な管理（自然環境や景観、生活環境への被害等発生防止）

【注意事項】

- ◆ 土地所有者等においては、事業者の所在が不明となった場合に、設置事業者または発電事業者に対応を求めるために協力をお願いする場合がある。
- ◆ 市民においては、ゼロカーボンシティの実現に向けた本市の施策を推進する上で、条例の目的である「自然環境等と再エネ推進との調和」について、一定のご理解とご協力をいただきたい。

4. 条例及び施行規則の適用を受ける再エネ発電事業（条例第7条関係）

条例第8条から第17条及びこれらに関連する施行規則の規定は、本市行政区域内の再エネ発電事業のうち、次の(1)から(3)の条件をすべて満たす場合に適用される。

- (1) 太陽光または風力を電力に変換する設備であること。
- (2) 発電出力が10kW以上であること。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項に規定する建築物の屋根、屋上または壁面への設置ではないこと。

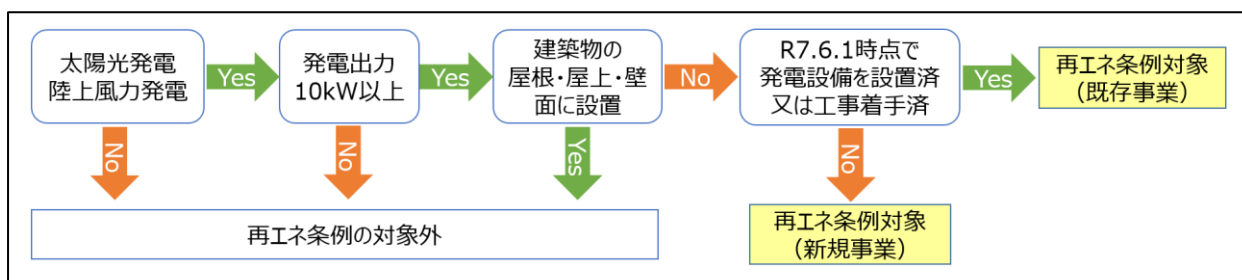


図 1.再エネ条例の対象

【注意事項】

- ◆ 市内で複数の再エネ発電事業を実施する場合、事業者は発電事業ごとに個別に各種届出等の手続きを行うこと。
- ◆ 同一または隣接した土地において複数の再エネ発電設備が設置される場合については、電気事業法で規定されている「一の需要場所」に該当するかどうか、等により単一事業か複数事業かを判断する。複数事業と判断される場合は、条例に基づく手続きは事業ごとに行う必要がある。
- ◆ 本市と隣接する自治体にまたがって再エネ発電事業を行う場合で、発電設備は隣接自治体に設置し、本市には付帯設備のみを設置する場合であっても、条例の対象となる。
- ◆ 洋上風力発電事業は対象外とする。

5. 禁止区域（条例第8条・第9条、施行規則第3条関係）

条例では、災害の防止や自然環境等の保全、地域と共生した再エネ発電事業の実施を図るために、禁止区域を定めている。条例及び施行規則で指定する禁止区域は、表3に掲げる関係法令等により指定される区域等のうち、国有地または公用地である。

表3.禁止区域種別一覧（令和8年2月現在）

No.	禁止区域	根拠法令	所管・問合せ先
1	砂防指定地	砂防法（第2条）	北海道 胆振総合振興局 室蘭建設管理部 維持管理課 国土交通省 北海道開発局 室蘭開発建設部 苫小牧砂防海岸事務所
2	地すべり防止区域	地すべり等防止法（第3条第1項）	北海道 胆振総合振興局 室蘭建設管理部 維持管理課
3	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（第3条第1項）	北海道 胆振総合振興局 室蘭建設管理部 維持管理課
4	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（第9条第1項）	北海道 建設部土木局 河川砂防課
5	特別保護地区、第1種特別地域（自然公園法）	自然公園法（第21条第1項） 自然公園法施行規則（第9条の12第1号）	環境省 北海道地方環境事務所
6	特別保護地区（鳥獣保護法）	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（第29条第1項）	北海道 胆振総合振興局 保健環境部 環境生活課
7	環境緑地保護地区、自然景観保護地区、学術自然保護地区	北海道自然環境等保全条例（第22条第1項）	北海道 環境生活部 自然環境局
8	自然環境保全地区	苫小牧市自然環境保全条例（第7条第1項）	苫小牧市 環境衛生部 環境生活課
9	保安林	森林法（第25条、第25条の2）	北海道 胆振総合振興局 産業振興部 林務課

表 3.禁止区域種別一覧 (つづき)

No.	禁止区域	根拠法令	所管・問合せ先
10	住居専用地域、住居地域、準住居地域 (風力発電に限る)	都市計画法 (第 8 条第 1 項第 1 号)	苫小牧市 総合政策部 未来創造戦略室 (まちづくり戦略担当)
11	規則で定める禁止区域 (1) ラムサール条約湿地 (2) 保護林 (3) その他市長が必要と認める区域	(1) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約 (2) 林野庁保護林制度 (3) 条例	(1) 苫小牧市 環境衛生部 環境生活課 (2) 林野庁 北海道森林管理局 (3) 苫小牧市 環境衛生部 ゼロカーボン推進室

【参考情報】

表 3 に掲げる禁止区域は図 2 及び図 3 に示す範囲とする (ただし、私有地も含まれる)。

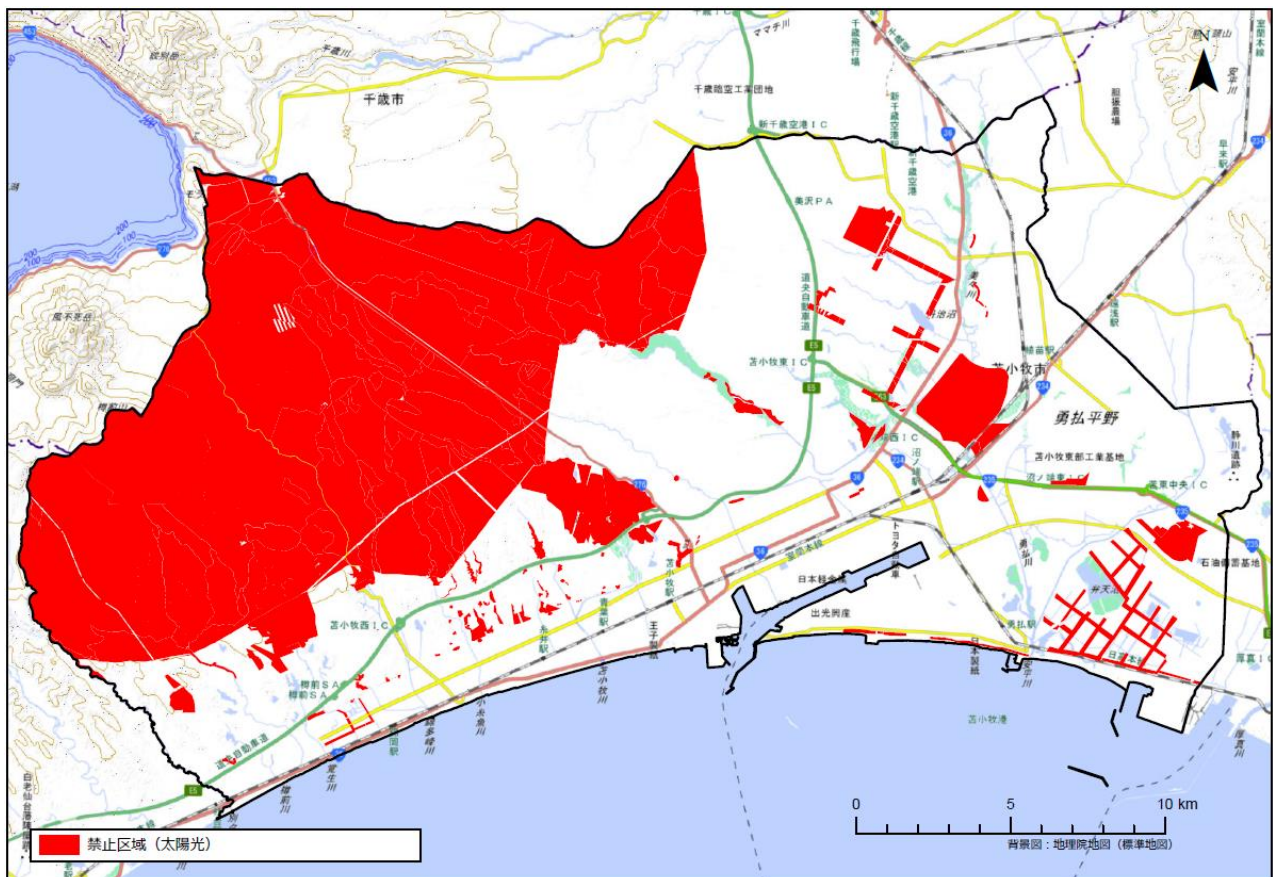


図 2.禁止区域 (太陽光)

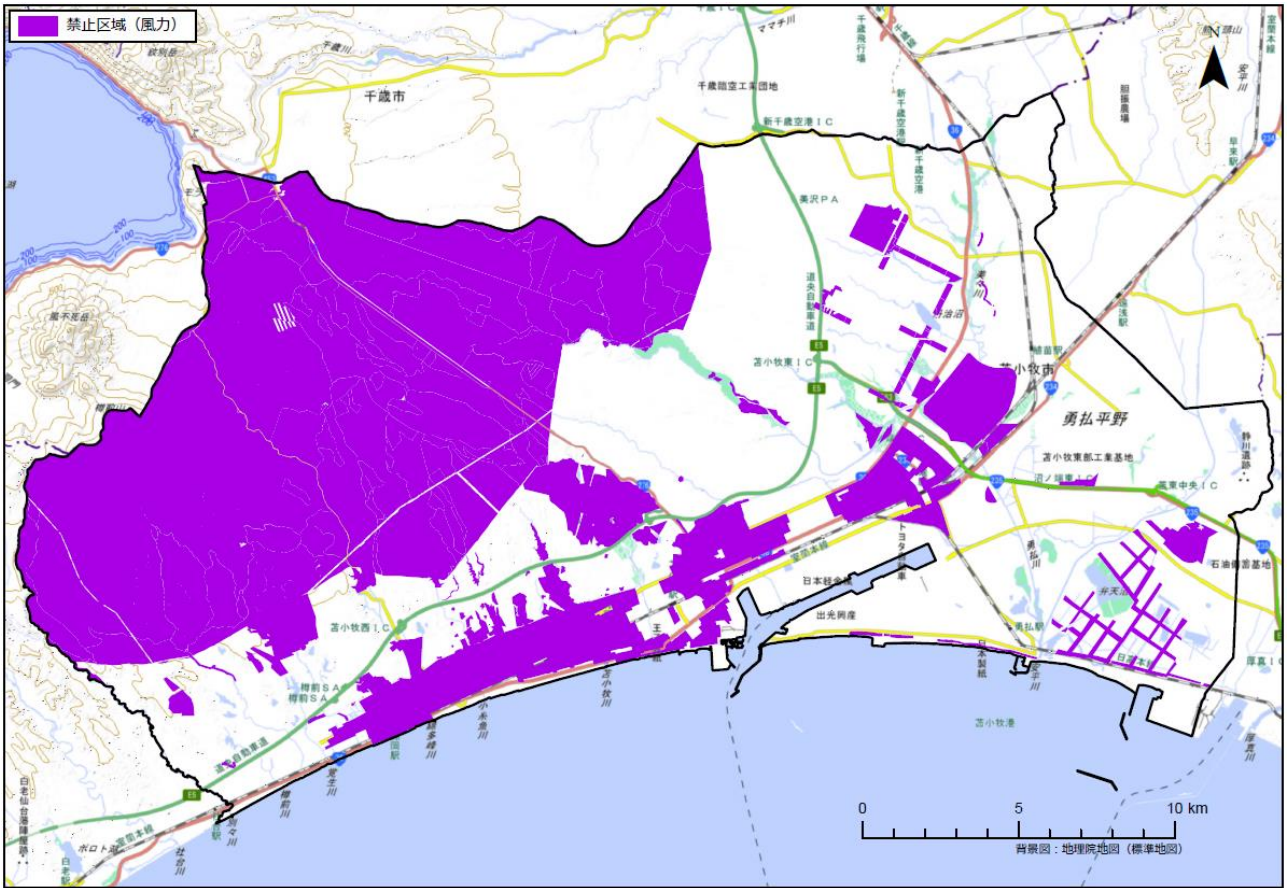
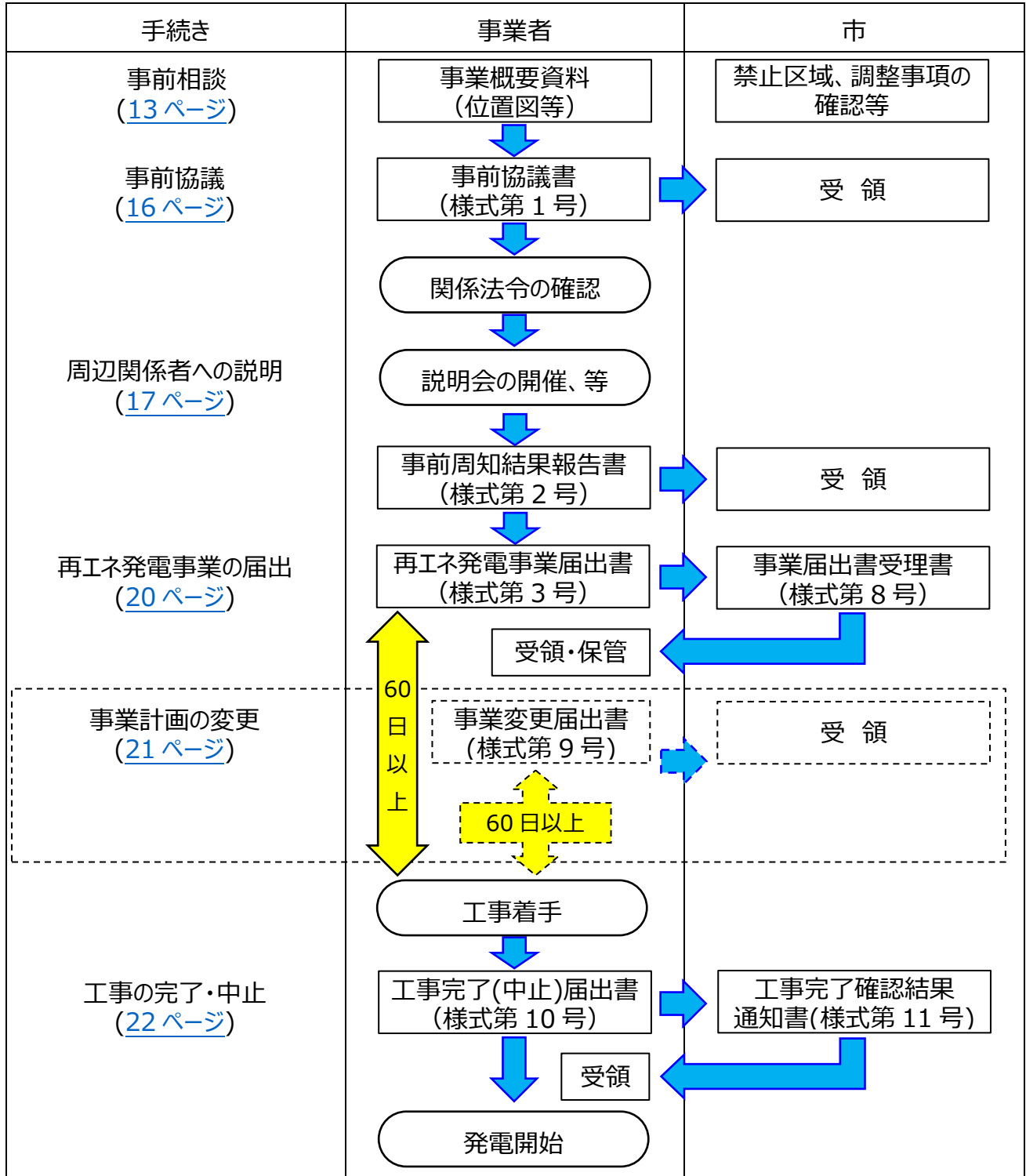


图 3.禁止区域 (風力)

第2章 再エネ条例の流れ

1. 新規事業の流れ（事前相談から発電開始まで）



※事業届出書受理書(様式第 8 号)により、市から事業者へ管理番号を通知する。管理番号は再エネ発電事業の廃止まで手続きで使用するため必ず保管すること。

2. 発電開始以降の手続き（維持管理報告・事業承継・事業終了・撤去完了）

手続き	事業者	市
維持管理に関する報告 (22 ページ)	維持管理実施状況等 報告書 (様式第 12 号)	受領
再エネ発電事業の承継 (23 ページ)	事業承継届出書 (様式第 13 号)	受領
廃止 (23 ページ)	廃止届出書 (様式第 14 号) ↓ 30 日以上 ↓ 事業廃止 ↓ 速やかに ↓ 設備の解体、 撤去、処分等 ↓ 30 日以内 ↓ 廃止完了届出書 (様式第 15 号)	受領
廃止完了 (23 ページ)	廃止完了届出書 (様式第 15 号)	受領

※既存事業について、上記いずれかの届出書等が初めて提出された際には、市から事業者へ管理番号を通知する。管理番号は再エネ発電事業の廃止まで手続きで使用するため必ず保管すること。

3. 各種届出等に係る書類の作成方法

事業者は、本ガイドライン「第3章 各種手続きのポイント」を確認の上、各種届出等に係る書類を作成すること。各種届出等に係る様式は、下記の苫小牧市再エネ条例ホームページからダウンロードすること。

作成にあたっては、各種様式ファイルに付随している記載例及び様式添付書類作成例を参考に、必要事項を記載すること。記載内容に不備等がある場合には、再提出を求めることがある。

＜苫小牧市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（再エネ条例）＞
<https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shizen/kankyohozen/zerocarbon/saienejourei.html>

【注意事項】

- ◆ 各種届出等に記載する事業者名は、下記の例を参考にし、届出等を行うこと。なお、事業者から委任を受けた者が手続きを代行する場合であっても同様である。

（事業者の例）

- 系統連系を伴う場合(FIT/FIP、オフサイト PPA 等) :
接続検討申込書における「発電設備等設置者名又は発電者」とすること。
- 系統連系しない場合（自己所有、リース、オンサイト PPA 等） :
設備の所有者、または設備の維持管理の責を負う者とするが、事業の形態等により個別に判断する必要があるため、事前相談の際に市へ確認すること。

4. お問合せ・各種届出等の提出方法

条例に関するお問合せや事前相談、各種届出等の提出については、下記の専用フォームから行うこと。

＜苫小牧市再エネ条例に係るお問合せ・各種届出等の提出＞
<https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=5ygE6tXA>

＜苫小牧市再エネ条例の維持管理実施状況等報告書の提出＞
<https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=qfGyL6cd>

第3章 各種手続きのポイント

1. 事前相談

【事前相談の目的】

事前相談では、市から事業者に条例における手続き等について案内する。また、事業計画の概要に基づき、禁止区域の該当状況や苫小牧市再生可能エネルギー適正導入支援マップにより調整事項等を確認し、事業者へ伝える。

事業者は、禁止区域の該当や調整事項等によって事業計画の変更が必要となることがあるため、事業区域の選定時等の可能な限り早い段階で市へ事前相談をすること。

なお、事前相談では条例で規定された届出等はないが、発電種別・規模、事業区域の場所（位置図や地番等）等の概要が分かる資料（箇条書き等の簡易なものでも可）があると望ましい。

【参考情報】

- 本市では環境保全と再エネ導入促進の両立を図り、調和のとれた再エネ発電事業の適正導入を支援するため、既存の調整事項を可視化した「苫小牧市再生可能エネルギー適正導入支援マップ」を策定している。本マップは市ホームページ上で公開しており、再エネ発電事業の検討の際に参考とされたい。

＜苫小牧市再生可能エネルギー適正導入支援マップについて（苫小牧市）＞

<https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shizen/kankyohozen/zerocarbon/zoning.html>

【注意事項】

- ◆ 本市行政区域内には、鳥類の希少種の営巣地が点在していることから、野鳥の専門家への説明が必要となる場合がある。市から協議先を案内するので、早めに当該専門家と協議を行うこと。
- ◆ 関係法令において定められている主な手続き等については、表4を参考にすること。

表 4.関係法令手続き等一覧（令和 8 年 2 月現在）

関係法令等	所管部署
国土利用計画法に基づく土地売買等届出	苫小牧市 都市建設部 開発管理課
都市計画法に基づく開発許可	苫小牧市 都市建設部 開発管理課
河川法に基づく工作物新築等許可、河川区域内の土地占用・掘削許可	北海道 胆振総合振興局 室蘭建設管理部 維持管理課
港湾法に基づく港湾区域内の水域または港湾隣接地域における占用許可、臨港地区内の行為届出	苫小牧港管理組合 業務経営課
海岸法に基づく海岸保全区域等内の占用・行為許可	北海道 胆振総合振興局 室蘭建設管理部 維持管理課
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可(第 3 条第 1 項)	北海道 胆振総合振興局 室蘭建設管理部 維持管理課
砂防法に基づく砂防指定地における行為許可、砂防設備の占用許可(第 2 条)	北海道 胆振総合振興局 室蘭建設管理部 維持管理課
地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域内(第 3 条第 1 項)またはぼた山崩壊防止区域内(第 4 条第 1 項)の行為許可	北海道 胆振総合振興局 室蘭建設管理部 維持管理課
景観法に基づく景観計画区域・景観地区内の行為届出	北海道 胆振総合振興局 室蘭建設管理部 建設行政室 建設指導課
農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更手続き	苫小牧市農業委員会
農地法に基づく農地転用許可	苫小牧市農業委員会
森林法に基づく林地開発許可(第 10 条の 2 第 1 項)または保安林指定解除手続、伐採及び伐採後の造林の届出	北海道 胆振総合振興局 産業振興部 林務課
森林法に基づく伐採及び伐採後の造林の届出	苫小牧市 産業経済部 農林水産振興課
文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出	苫小牧市 美術博物館
文化財保護法に基づく史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更許可	苫小牧市 教育部 生涯学習課
土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更届出	北海道 環境生活部 環境保全局循環型社会推進課

表 4.関係法令手続き等一覧（つづき）

関係法令等	所管部署
自然公園法に基づく特別地域・特別保護地区内の行為許可	環境省 北海道地方環境事務所
自然環境保全法に基づく自然環境保全地域内の行為許可	環境省 北海道地方環境事務所
絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区の管理地区等内の行為許可	環境省 北海道地方環境事務所
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の特別保護地区の区域内の行為許可	北海道 胆振総合振興局 保健環境部 環境生活課
環境影響評価法・条例に係る環境影響評価手続	・環境省 環境総合政策局 ・経済産業省 産業保安グループ 電力安全課 ・北海道 環境保全局 環境政策課
宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域内・特定盛土等規制区域内の行為許可	・事前相談：北海道建設部 まちづくり局 都市計画課 ・申請窓口：胆振総合振興局 室蘭建設管理部 建設指導課
土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域を含む。）または土石流危険溪流における開発行為の許可	北海道 建設部 土木局 河川砂防課
苫小牧市自然環境保全条例に基づく自然環境保全地区	苫小牧市 環境衛生部 環境生活課
風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律における電波障害防止区域	防衛省 防衛政策局 運用基盤課

- これらの所管部署に対するお問合せは、事業者が自ら行うこと。
- 上記の所管部署は、組織改編等により変更されている可能性があることに注意すること。
- 新たに施行された法令等、この表に記載がなくても確認が必要となる場合があることに留意すること。

2. 事前協議（条例第 10 条、施行規則第 4 条、様式第 1 号関係）

【事前協議の目的】

事前協議では、市は、事業者が計画している再エネ発電事業が、条例の目的に反しないものであることを確認する。

事業者は、事業計画の内容について周辺関係者の理解が得られるように努めなければいけないところ、市と協議の上、説明すべき周辺関係者を決定する。なお、周辺関係者への説明、報告に関する詳細については、次項以降を参照すること。

【事前協議の方法】

事業者は、再生可能エネルギー発電事業計画に係る事前協議書（様式第 1 号）に関係書類を添付して、専用フォームから市へ提出すること。

【添付書類】

- (1) 位置図
- (2) 事業区域図
- (3) 事業計画案に係る平面図
- (4) 事業区域内の土地の公図
- (5) 周辺関係者リスト
- (6) その他市長が必要と認める書類

3. 周辺関係者への説明・報告（条例第 11 条、施行規則第 5 条、様式第 2 号関係）

【周辺関係者の範囲】

周辺関係者とは、下記のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 事業区域の境界から下記の範囲内に住民票を有する市民、及び職員が常駐する事務所等を有する法人
 - 低圧電源 : 事業区域の境界から 100m以内
 - 高圧・特別高圧電源 : 事業区域の境界から 300m以内
 - 環境アセスメント対象事業 : 事業区域の境界から 1km 以内
- (2) 事業区域の地番に隣接する土地の所有者
- (3) 事前協議において「周辺関係者に加えるべき」と市が提示する者

【周辺関係者の範囲に関する注意事項】

- ◆ 上記の周辺関係者の範囲は、再エネ特措法施行規則第 4 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に準じている。ただし、条例においては「国または地方公共団体も含めた法人」及び「事前協議において周辺関係者に加えるべきと市が提示する者」も周辺関係者の対象となる。
- ◆ 環境アセスメントについては、複数の事業を離れた土地で行う場合であっても、事業主体が同じである場合等は「一連の事業」とみなされ、環境アセスメントの手続きが必要となる場合がある。下記の北海道ホームページを参考に、必要に応じて所管部署に問い合わせること。

<環境影響評価情報トップページ（北海道 環境生活部 環境保全局 環境政策課）>

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/assesshp/assessindex.html>

【周辺関係者への説明方法】（条例第 11 条、施行規則第 5 条関係）

周辺関係者への説明の方法は、下記のいずれかの方法によるものとするが、住民説明会の開催を原則とし、戸別訪問及び説明資料の配布は、事前協議で合理的な理由があると認められた場合に限ることとする。

(1) 住民説明会の開催

可能な限り事業区域の付近で開催し、資料を配布して説明や質疑応答を行うこと。

(2) 戸別訪問による説明

対象となる周辺関係者が少数である場合や、事業区域周辺に住民説明会を開催できる施設がない場合等に行うことができる。戸別訪問を行うときには、周辺関係者の住居または事務所等を 1 軒ずつ訪問し、資料の配布や事業説明等を行うこと。

(3) 説明資料の配布

発電規模が「低圧」であり、かつ事業区域が「FIT/FIP 認定申請許認可」（表 5 参照）に該当しない場合に行うことができる。説明資料の配布を行うときには、周辺関係者の住居または事務所等に資料を配布または郵送すること。

表 5.FIT/FIP 認定申請に係る許認可一覧

根拠法令	FIT/FIP 認定申請許認可
森林法（昭和 26 年法律第 249 号）	第 10 条の 2 第 1 項に基づく開発行為の許可（都道府県知事）
宅地造成及び特定盛土等規制法	第 12 条第 1 項及び第 30 条第 1 項の許可
宅地造成等規制法の一部を改正する法律	附則第 2 条第 2 項の規定により「なお従前の例による」とされた、改正前の宅地造成等規制法（旧盛土規制法）第 8 条第 1 項の許可
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	第 7 条第 1 項の許可
地すべり等防止法	第 18 条第 1 項の許可（第 4 号「他の施設等」は、同法施行令第 5 条第 2 項第 3 号の「載荷重が一平方メートルにつき十トン以上の施設または工作物」に該当する場合）、及び第 42 条第 1 項の許可 ⇒第 18 条第 1 項に係る「地すべり等防止区域」は禁止区域に該当するため、本市では事業実施不可だが、第 42 条第 1 項に係る「ばた山崩壊防止区域」は禁止区域に該当しない。
砂防法	第 4 条第 1 項（同法第 3 条において準用する場合を含む）の規定に基づく制限として行う処分 ⇒禁止区域に該当するため、本市では事業実施不可

FIT/FIP の該当の有無にかかわらず、この表の許認可等が必要な場合は住民説明会を開催すること。

【説明方法に関する注意事項】

- (1) 説明会の開催案内は、対象となる周辺関係者全員に対して、説明会開催日の 2 週間以上前までに完了させること。
- (2) 説明会は、周辺関係者が参加しやすいような会場・日時となるよう配慮すること。すべての周辺関係者の出席を必須要件とするものではないが、説明会を複数回開催する等、可能な限り周辺関係者の参加者を増やすよう努力することが望ましい。

- (3) 周辺関係者への説明を行った後には、説明を受けた周辺関係者から当該再エネ発電事業に関する意見や質疑を募集する期間を1～2週間程度設けること。その際、意見等の募集方法が周辺関係者の負担とならないように配慮すること（例：郵送による場合は送付用封筒を用意する、メールやインターネットにより意見を提出する手段を用意する、等）
- (4) 周知・説明の際には下記の内容を中心にわかりやすく説明すること。
- 事業者の概要（住所、氏名等）
 - 再エネ発電事業の概要（事業場所、発電規模、事業期間等）
 - 再エネ発電事業に係る工事の概要（新規事業者の場合）
 - 維持管理計画
 - 事業期間終了後の撤去・処分計画
 - 異常時や質疑等の連絡先
 - 当該事業に関する意見の受付期間、提出方法、及び提出された意見に対する回答方法
 - その他補足事項等
- ※ 上記に定める事項のほか、資源エネルギー庁の「事前周知ガイドライン」、環境省の「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」、及び総務省の「太陽光発電設備等の導入に関する調査 結果報告書」等も参考にし、周辺関係者に適切に説明ができるような内容とすること。

<事前周知ガイドライン（資源エネルギー庁）>

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_setsumeikai.pdf

<太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）>

<https://www.env.go.jp/content/900515354.pdf>

<太陽光発電設備等の導入に関する調査 結果報告書（総務省）>

https://www.soumu.go.jp/main_content/000937207.pdf

- (5) 条例に基づく住民説明会は、事前周知ガイドラインの内容に則しており、FIT/FIPの認定において必要とされる説明会の要件を満たしている。そのため、再エネ特措法と条例でそれぞれ定められている説明会は、別途開催する必要はない。ただし、説明会開催の案内や説明会で配布する資料等に、当該説明会が再エネ特措法及び条例に基づいて開催されるものであることを明示すること。

【結果の報告方法】（条例第 11 条、施行規則第 5 条関係）

周辺関係者への説明が完了した際には、事業者は事前周知結果報告書（様式第 2 号）に関係書類を添付して、専用フォームから市へ提出すること。

【添付書類】

- (1) 周知に使用し、または配布した資料の写し
- (2) 周知を行った地域の範囲を示した図面
- (3) 周知のための説明会を開催した場合にあっては、次に掲げるもの
 - ア 説明会の開催場所及び参加者数
 - イ 説明会の議事録
 - ウ 説明会を開催した状況を確認することができる写真
 - エ 説明会に出席した周辺関係者の名簿の写し
- (4) 周辺関係者からの意見及び要望の内容並びにそれに対する事業者の対応方針
- (5) その他市長が必要と認める書類

4. 再エネ発電事業の届出（条例第 12 条、施行規則第 6 条、様式第 3～7 号関係）

【提出方法】

事業者は、周辺関係者への事前説明及び関係法令手続きが完了したのち、再生可能エネルギー発電事業届出書（様式第 3 号）に関係書類を添付して、専用フォームから工事着手予定日の 60 日前までに市へ提出すること。

【添付書類】

- (1) 事業計画書（様式第 4 号）
- (2) 事業区域等状況調書（様式第 5 号）
- (3) 位置図及び事業区域図
- (4) 現況平面図及び現況写真
- (5) 配置図（土地利用計画図）
- (6) 再生可能エネルギー発電設備の構造図
- (7) 維持管理に関する計画書（様式第 6 号）
- (8) 撤去及び処分に関する計画書（様式第 7 号）
- (9) 事業区域内の土地に係る登記事項証明書、賃貸借契約書その他の土地の権利関係が分かる書類
- (10) 周辺関係者への周知状況を記録した書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

【受理】

市は、事業者から提出された再生可能エネルギー発電事業届出書（様式第 3 号）の内容について確認したのち、再生可能エネルギー発電事業届出書受理書（様式第 8 号）を交付する。事業者は、受理書の交付を受けた時には、記載されている内容を確認すること。

【注意事項】

- ◆ 事業者は、受理書の交付を受けたのち、当該再エネ発電事業に係る工事に着手することができる。
- ◆ 事業区域には、資源エネルギー庁のお知らせを参考に、標識及び柵塀等を設置すること。

<FIT 制度に基づく標識及び柵塀等の設置義務に関するお知らせ（資源エネルギー庁）>

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/20210401.pdf

5. 事業計画の変更（条例第 12 条、施行規則第 6 条、様式第 9 号関係）

【事業計画の変更】

事業者は、再生可能エネルギー発電事業届出書（様式第 3 号）に係る事項（添付書類に記載される事項も含むものとする。以下同じ）について変更する場合、再生可能エネルギー発電事業変更届出書（様式第 9 号）を提出すること。ただし、下記に掲げる軽微な変更については、変更届出書の提出は必要ない。

なお、当該変更が軽微な変更に該当するかどうかについては、必ず市へ問い合わせ確認すること。

【変更届出書の提出を要しない軽微な変更】

- (1) 再エネ発電設備設置工事の着手予定日または完了予定日の変更。ただし、変更日が年度を跨ぐ場合は、事前に市へ報告すること。なお、工事の着手予定日を、再生可能エネルギー発電事業届出書（様式第 3 号）を提出した日から 60 日を経過する日より前の日に変更することはできない。
- (2) 事業区域の面積が変更前の事業区域の面積より減少する変更
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める変更

【添付書類】

- (1) 施行規則第 6 条第 1 項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

6. 工事の完了・中止（条例第 13 条、施行規則第 7 条、様式第 10 号関係）

再生可能エネルギー発電事業届出書（様式第 3 号）を提出した事業者は、当該届出の再生可能エネルギー発電事業にかかる工事を完了、または中止したときは、再生可能エネルギー発電設備設置工事完了（中止）届出書（様式第 10 号）を提出すること。

【添付書類】

- (1) 工事の状況が分かる写真（施工前、施工中、施工後）
 - （施工前）工事着工前の現況がわかる写真
 - （施工中）伐採工事中、伐採完了後、PV 設置等の現地に大きな変化がある際の写真
 - （施工後）PV 設置完了後の写真、柵や看板の写真
 - （工事を中止した場合は、工事を中止するまでの写真及び中止後の写真）
- (2) その他市長が必要と認める書類

7. 維持管理に関する報告（条例第 14 条、施行規則第 8 条、様式第 12 号関係）

事業者は、事業期間中の発電設備の保守点検や維持管理状況等について、再生可能エネルギー発電事業維持管理実施状況等報告書（様式第 12 号）を年度ごとに提出すること。提出時期は当該年度の翌年度 4 月 1 日から 5 月 31 日までの期間とする。

【添付書類】

- (1) 発電設備及び事業区域内の現況が確認できる写真（設備点検や維持管理（草刈り等）を実施した後の写真）
- (2) その他市長が必要と認める書類

【注意事項】

- ◆ 既存事業者は、条例施行後に初めて再生可能エネルギー発電事業維持管理実施状況等報告書（様式第 12 号）を提出する際、下記の書類も添付すること。
 - 位置図及び事業区域図
 - 配置図（土地利用計画図）
 - 維持管理に関する計画書（様式第 6 号）
 - 撤去及び処分に関する報告書（様式第 7 号）
 - 事業区域内の土地に係る登記事項証明書、賃貸借契約書等土地の権利関係が分かる書類の写し

8. 事業の承継（条例第 15 条、施行規則第 9 条関係、様式第 13 号）

事業の買収、事業者の合併等により、事業者の地位を承継した者は、承継した日から 14 日以内に、再生可能エネルギー発電事業承継届出書（様式第 13 号）を提出すること。

【添付書類】

- (1) 位置図及び事業区域図
- (2) 維持管理に関する計画書（様式第 6 号）
- (3) 撤去及び処分に関する計画書（様式第 7 号）
- (4) 再エネ発電設備及び事業区域内の状況が確認できる写真

【注意事項】

- ◆ 事業者が地位を承継したことを確認できる書類（譲渡契約書、系統連系の名義変更に係る書類、等）を別途添付すること。

9. 廃止（条例第 16 条、施行規則第 10 条、様式第 14 号・15 号関係）

事業者は、再エネ発電事業を廃止することが決定したとき、廃止の 30 日以上前に再生可能エネルギー発電事業廃止届出書（様式第 14 号）を提出すること。

【添付書類】

- (1) 事業区域の跡地利用計画がある場合は、利用計画の概要が分かる資料

【注意事項】

- ◆ 事業の廃止予定日から撤去完了予定日まで 90 日以上かかる場合は、撤去工事の工程表等、その理由を説明する資料を添付すること。

また、再エネ発電事業の廃止に係る再エネ発電設備の撤去工事や、その他の関係法令に係る手続き等が完了したときは、完了日から 30 日以内に、再生可能エネルギー発電事業廃止完了届出書（様式第 15 号）を提出すること。

【添付書類】

- (1) 撤去前、撤去中、撤去後の事業区域内及び撤去作業の内容が分かる写真
- (2) FIT/FIP に該当する場合は、再エネ特措法施行規則第 11 条に基づいて経済産業省に提出し、受理された「再生可能エネルギー発電事業廃止届出書」の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

第4章 その他

1. 立入調査（条例第18条）

地域との共生が図られていないと認められるときは、市の職員により事業区域等に立ち入り、必要な調査を行うことがある。

（立入調査を実施する場合の例）

- 届出の内容と事業実態が異なると推測される場合
- 事業区域に異常があると認められる場合
- 周辺関係者等から問題がある等の申立てがあった場合

2. 指導、助言及び勧告、命令（条例第19～21条、施行規則第12・13条関係）

【指導・助言、勧告について】

立入調査の結果等により必要があると認められるときは、市は事業者に対して指導または助言を行い（指導・助言通知書（様式第17号））、または期限を定めて必要な措置を行うよう勧告を行う（勧告書（様式第18号））。

【勧告を行う場合の例】

- 地域との共生が図られず、事業区域外に被害を与えたとき、またはその恐れがあるとき
- 各種届出等を提出しない、またはその内容に虚偽があると認められるとき
- 立入調査を拒否する、または助言・指導に従わないとき

【命令】

事業者が正当な理由なく勧告に従わなかった場合、市は事業者に対して、事業の中止または期限を定めて是正措置を講じるよう命じる。

この場合、市は事業者の氏名及び住所（法人にあっては名称及び所在地）、並びに当該命令の内容を公表することがある。

3. その他

- ◆ 事業用の再エネ発電設備にかかる償却資産の申告は必ず行うこと。詳細は下記ホームページを確認するか、苫小牧市財政部資産税課償却資産係まで問い合わせること。

<償却資産の申告について>

<https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kurashi/zeikin/shisanzei/koteishisanzei/shokyakushisan.html>

<苫小牧市 財政部 税務室 資産税課 償却資産係>

電話番号：0144-32-6270

- ◆ 令和7年11月21日、道内における太陽光発電事業に関して、北海道知事から「地域との共生に関する知事からのメッセージ」が発信されており、このメッセージの中で、「北海道発 共生3原則」として下記の3点を掲げている。
 - ・ 関係法令の遵守は絶対
 - ・ 法令違反には厳正に対処
 - ・ 地域との共生が大前提詳細については下記ホームページを確認し、この原則を遵守した上で本市の条例に基づいた手続き、各種届出等を行うこと。

<地域との共生に関する知事からのメッセージ>

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/gxs/240704.html>